

事務連絡
令和3年10月20日

各省庁PCB処理政府率先実行関係課室 御中

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供等について（依頼）

平素より、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関して御尽力いただき、感謝申し上げます。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、全国5か所の処理施設を活用して処理が行われているところです。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）においては、JESCOの処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の1年前を処分期間の末日として規定しています。北九州・大阪事業地域の変圧器・コンデンサー等並びに北九州・大阪・豊田事業地域の安定器及び汚染物等については既に処分期間が到来しており、残りの事業地域についても、今年度末に変圧器・コンデンサー等について、来年度末に安定器及び汚染物等について、それぞれ処分期間が到来することとなります。

先般、各都道府県・政令市において行われてきた高濃度 PCB 廃棄物等を網羅的に把握するための掘り起こし調査における発見事例や、北九州事業地域において計画的処理完了後に発見されて継続保管となっている事例について整理したものを提供していたところですが、この度、令和3年度上半期の状況を踏まえて再度整理を行いました（別添1及び2）。

つきましては、別添も参照の上、貴省庁が自ら管理する施設において、高濃度 PCB 廃棄物の保管等をしていないかあらためて確認いただくとともに、貴省庁が所管する独立行政法人又は特殊法人等への再度の確認の要請及び関係業界団体へ広報誌、メール、SNS等を用いての周知の要請等並びにこれらの実施状況の確認をお願いします。また、要請等先と確認結果について、別添3（様式）により【令和3年11月30日（火）まで】に以下の当省担当者宛御提出いただくようお願いします。要請等にあたっては、別添4（ひな型）を適宜御活用ください。

なお、貴省庁より提供いただいた情報は、都道府県・政令市の廃棄物行政担当部局へ共有させていただくほか、PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会等において、当省より公表・説明させていただく可能性がありますので、御承知置きください。

<添付資料>

別添 1：掘り起こし調査等における高濃度 PCB 廃棄物・機器の発見事例（令和 3 年 10 月）

別添 2：計画的処理完了期限後に発見された継続保管事例（令和 3 年 10 月）

別添 3：要請・周知先等（様式）

別添 4：高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供等について（ひな形）

<参照先>

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて（パンフレット）

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト（環境省ホームページ）

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）ホームページ

<http://www.jesconet.co.jp/>

<問い合わせ先>

- PCB 特別措置法又は電気事業法に基づく手続き等に関する問い合わせ先
参照先のパンフレット 12 ページに記載

- JESCO への PCB 廃棄物の登録、委託契約等に関する問い合わせ先

JESCO 登録担当 Tel：03-5765-1935

【本件担当】

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当：松岡

Tel：03-6457-9096

E-mail：PCB@env.go.jp